

○個人情報保護に関する法律

平成十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七・九六六五）本則 第三条 平成二九・五・三〇までに施行
・行政機関等の保有する個人情報の適正・有効的な活用による生活の利便性の向上並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二五五五）附則六条 平成二九・一一・一六までに施行

（定義）

第一条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものの他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものをいう。

（改正により追加）

新三（改正により追加）

② この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

（改正後の④）

（改正後の⑤）

（改正後の⑥）

（改正後の⑦）

（改正後の⑧）

（改正後の⑨）

（改正後の⑩）

（改正後の⑪）

（改正後の⑫）

（改正後の⑬）

（改正後の⑭）

（改正後の⑮）

（改正後の⑯）

（改正後の⑰）

（改正後の⑱）

（改正後の⑲）

（改正後の⑳）

（改正後の㉑）

（改正後の㉒）

（改正後の㉓）

（改正後の㉔）

利用目的の特定

（改正後の①）

（改正後の②）

（改正後の③）

（改正後の④）

（改正後の⑤）

（改正後の⑥）

（改正後の⑦）

（改正後の⑧）

（改正後の⑨）

（改正後の⑩）

（改正後の⑪）

（改正後の⑫）

（改正後の⑬）

（改正後の⑭）

（改正後の⑮）

（改正後の⑯）

（改正後の⑰）

（改正後の⑱）

（改正後の⑲）

（改正後の⑳）

（改正後の㉑）

（改正後の㉒）

（改正後の㉓）

（改正後の㉔）

（改正後の㉕）

（改正後の㉖）

（改正後の㉗）

（改正後の㉘）

（改正後の㉙）

（改正後の㉚）

（改正後の㉛）

（改正後の㉜）

（改正後の㉝）

（改正後の㉞）

（改正後の㉟）

（改正後の㊱）

（改正後の㊲）

（改正後の㊳）

（改正後の㊴）

（改正後の㊵）

（改正後の㊶）

（改正後の㊷）

（改正後の㊸）

（改正後の㊹）

適正な取得

（改正後の①）

（改正後の②）

（改正後の③）

（改正後の④）

（改正後の⑤）

（改正後の⑥）

（改正後の⑦）

（改正後の⑧）

（改正後の⑨）

（改正後の⑩）

（改正後の⑪）

（改正後の⑫）

（改正後の⑬）

（改正後の⑭）

（改正後の⑮）

（改正後の⑯）

（改正後の⑰）

（改正後の⑱）

（改正後の⑲）

（改正後の⑳）

（改正後の㉑）

（改正後の㉒）

（改正後の㉓）

（改正後の㉔）

（改正後の㉕）

（改正後の㉖）

（改正後の㉗）

（改正後の㉘）

（改正後の㉙）

（改正後の㉚）

（改正後の㉛）

（改正後の㉜）

（改正後の㉝）

（改正後の㉞）

（改正後の㉟）

（改正後の㊱）

（改正後の㊲）

（改正後の㊳）

（改正後の㊴）

（改正後の㊵）

（改正後の㊶）

（改正後の㊷）

（改正後の㊸）

（改正後の㊹）

取得に際しての利用目的の通知等

（改正後の①）

（改正後の②）

（改正後の③）

（改正後の④）

（改正後の⑤）

（改正後の⑥）

（改正後の⑦）

（改正後の⑧）

（改正後の⑨）

（改正後の⑩）

（改正後の⑪）

（改正後の⑫）

（改正後の⑬）

（改正後の⑭）

（改正後の⑮）

（改正後の⑯）

（改正後の⑰）

（改正後の⑱）

（改正後の⑲）

（改正後の⑳）

（改正後の㉑）

（改正後の㉒）

（改正後の㉓）

（改正後の㉔）

（改正後の㉕）

（改正後の㉖）

（改正後の㉗）

（改正後の㉘）

（改正後の㉙）

（改正後の㉚）

（改正後の㉛）

（改正後の㉜）

（改正後の㉝）

（改正後の㉞）

（改正後の㉟）

（改正後の㊱）

（改正後の㊲）

（改正後の㊳）

（改正後の㊴）

（改正後の㊵）

（改正後の㊶）

（改正後の㊷）

（改正後の㊸）

（改正後の㊹）

データベースの正確性の確保

（改正後の①）

（改正後の②）

（改正後の③）

（改正後の④）

（改正後の⑤）

（改正後の⑥）

（改正後の⑦）

（改正後の⑧）

（改正後の⑨）

（改正後の⑩）

（改正後の⑪）

（改正後の⑫）

（改正後の⑬）

（改正後の⑭）

（改正後の⑮）

（改正後の⑯）

（改正後の⑰）

（改正後の⑱）

（改正後の⑲）

（改正後の⑳）

（改正後の㉑）

（改正後の㉒）

（改正後の㉓）

（改正後の㉔）

（改正後の㉕）

（改正後の㉖）

（改正後の㉗）

（改正後の㉘）

（改正後の㉙）

（改正後の㉚）

（改正後の㉛）

（改正後の㉜）

（改正後の㉝）

（改正後の㉞）

（改正後の㉟）

（改正後の㊱）

（改正後の㊲）

（改正後の㊳）

（改正後の㊴）

（改正後の㊵）

（改正後の㊶）

（改正後の㊷）

（改正後の㊸）

（改正後の㊹）

第三者提供の制限

（改正後の①）

（改正後の②）

（改正後の③）

（改正後の④）

（改正後の⑤）

（改正後の⑥）

（改正後の⑦）

（改正後の⑧）

（改正後の⑨）

（改正後の⑩）

（改正後の⑪）

（改正後の⑫）

（改正後の⑬）

（改正後の⑭）

（改正後の⑮）

（改正後の⑯）

（改正後の⑰）

（改正後の⑱）

（改正後の⑲）

（改正後の⑳）

（改正後の㉑）

（改正後の㉒）

（改正後の㉓）

（改正後の㉔）

（改正後の㉕）

（改正後の㉖）

（改正後の㉗）

（改正後の㉘）

（改正後の㉙）

（改正後の㉚）

（改正後の㉛）

（改正後の㉜）

（改正後の㉝）

（改正後の㉞）

（改正後の㉟）

（改正後の㊱）

（改正後の㊲）

（改正後の㊳）

（改正後の㊴）

（改正後の㊵）

（改正後の㊶）

（改正後の㊷）

（改正後の㊸）

（改正後の㊹）

個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録を含む、以下この項において「同じ」に記載された当該本人の個人情報取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報取得する場合、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人生、生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

（改正後の①）

（改正後の②）

（改正後の③）

（改正後の④）

（改正後の⑤）

（改正後の⑥）

（改正後の⑦）

（改正後の⑧）

（改正後の⑨）

（改正後の⑩）

（改正後の⑪）

（改正後の⑫）

（改正後の⑬）

（改正後の⑭）

（改正後の⑮）

（改正後の⑯）

（改正後の⑰）

（改正後の⑱）

（改正後の⑲）

（改正後の⑳）

（改正後の㉑）

（改正後の㉒）

（改正後の㉓）

（改正後の㉔）

（改正後の㉕）

（改正後の㉖）

（改正後の㉗）

（改正後の㉘）

（改正後の㉙）

（改正後の㉚）

（改正後の㉛）

（改正後の㉜）

（改正後の㉝）

（改正後の㉞）

（改正後の㉟）

（改正後の㊱）

（改正後の㊲）

（改正後の㊳）

（改正後の㊴）

（改正後の㊵）

（改正後の㊶）

（改正後の㊷）

（改正後の㊸）

（改正後の㊹）

データベースの正確性の確保

（改正後の①）

（改正後の②）

（改正後の③）

（改正後の④）

（改正後の⑤）

（改正後の⑥）

（改正後の⑦）

の提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。(改正後の⑤)

(改正後の第二〇条)

理由の説明

第八条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項は前条第二項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置を本人の旨を通知する措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

改正後の第二三条

開示等求めに応じる手続

第九条 ① 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は第二十七条第一項の規定による求め(以下八条において「開示等の求め」といふ)に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法と定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

② 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人情報を持定するに足りる事項の開示を求めるときである。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人情報の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

③ 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によつてすることができる。

④ 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(改正後の第二三条)

手数料

第二〇条 ① 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知は第二十五条第一項の規定による開示を求めたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

(改正後の第二三条)

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

改正後の第二三条

識別行為の禁止

第二三条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに際しては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するに、当該個人情報から創設された記述若しくは個人識別符号若しくは第三十六条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

第二節名 (改正により追加)

報告の徴収

第三三条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。(改正後の①)

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

② 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第六十六条第一項各号に掲げる行為をそれぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限り、その当該各号に定める目的を達成するために必要な措置を講ずることを要する旨を通知する行為については、その権限を行使しないものとする。

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

改正後の第四三条

③ 主務大臣は申請の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

改正後の第七七条

欠格条項

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

第八八条 (林青彰)

認定の基準

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

認定の基準

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九〇条 (認定の基準)

第九

しなければならない。

② 略

(改正後の第一案)

④ 苦情の処理

第四案① 認定個人情報保護団体は、本人等が対象事業者の個人情報取扱に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出に必要の助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

⑤ 略

(改正後の第二案)

③ 個人情報保護指針

第三案① 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じし手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針(以下「個人情報保護指針」という。)を作成し、公表するよう努めなければならない。

② 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるための必要な指針、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

(改正後の第三案)

(改正後の第四案)

第四案・第四五案 (略 改正後の第五四案・第五五案)

④ 報告の取扱い

第四案① 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。(改正後の第六六案)

(命令)

第七案、主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更の他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。(改正後の第七七案)

(認定の取消し)

第八案① 主務大臣は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第三十条第一号又は第二号に該当するに至ったとき。
- 二 第三十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第四十四条の規定に違反したとき。
- 四 略。
- 五 不正の手段により第三十七条第一項の認定を受けたとき。

主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、そ

の旨を公示しなければならない。

(改正後の第五八案)

主務大臣

第九案① この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要がたし、内閣総理大臣は、第三十七条第一項の認定を受けた者とする者のうち特定のもののについて、特定の大官等を主務大臣に指定することができる。

一 設立について許可又は認可を受けている認定個人情報保護団体(第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。次号において同じ。)については、その設立の許可又は認可を付した大臣等。

二 前号に掲げるものの以外で認定個人情報保護団体については、当該認定個人情報保護団体の対象事業者が行う事業を所管する大臣等。

② 内閣総理大臣は、前号ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(改正により附られた)

⑤ 設置

第五案① 内閣府設置法(平成十年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(改正後の第五九案)

第五案 略 改正後の第六〇案

⑥ 所掌事務

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

第五案 略 改正後の第六〇案

(改正により附られた)

第六〇案 第七案 (略 改正後の第七九案 第八一案)

第七案 第三十三条の規定に違反し秘密を漏らし、又は監用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)

(改正後の第八二案)